

## 📎 資産税～お役立ち～新聞 📎

📍 相続税・贈与税に関するお役立ち情報をお届けして参ります 📍

第 29 号(2018 年 1 月)

📎 << - - 遺産相続の割合「指定相続分」 - - >> 📎

### 📍 [--相続分とは--]

相続分とは、相続が発生した際に相続人が被相続人の財産等を相続する割合、つまり相続の『分け前』の事です。この相続分には、『法定相続分』と『指定相続分』の 2 つがあります。

『法定相続分』とは、民法の規定に基づく相続分であり、『指定相続分』とは、遺言による相続分の事を指します。

### 📍 [--指定相続分--]

指定相続分とは、遺言によって指定した相続分の事を指します。

民法第 902 条においては、『被相続人は、第 900 条（法定相続分）及び第 901 条（代襲相続分）の規定にかかわらず、遺言で、共同相続人の相続分を定め、又はこれを定めることを第三者に委託することができる。』と定めています。

つまり、被相続人は、自分の意思により『どの相続人にどれ位を相続させるか』を決める事が出来ますし、或いは、それを第三者へ委託する事も出来るのです。

### 📍 [--遺言が必要--]

しかし、この相続分の指定は、必ず『遺言』によって指定しなければなりません。

仮に被相続人が生前において、共同相続人の全員から同意を得た上で、相続の分け前を口頭等できり決めておいてもその取り決めは、無効となってしまうので注意が必要です。

### 📍 [--指定方法--]

上述のとおり、民法第 902 条では、『～相続分を定めることができる』と規定されています。

つまり、被相続人が遺言によって指定出来るの

は、『相続分』なのです。

どういう事かと言いますと、被相続人は、遺言において『自分の財産の三分の二は長男へ、三分の一は次男へ相続させる』といった具合に財産の割合で示す必要がある、という訳です。

### 📍 [--実際は?--]

上記のとおり、条文の文言を形どおりに捉えれば、財産の割合によって相続分を指定するのが建前です。

では、例えば『自宅の土地・建物は長男へ、預貯金は次男へ相続させる。』といった具合に相続させる割合ではなく、相続させる財産を具体的に個別指定した場合は、その遺言は無効になってしまうのでしょうか？

結論から言えば、相続させる財産を個別指定した場合でもその遺言は、有効となります。

### 📍 [--遺留分を侵害してはいけない--]

上記のとおり、被相続人は、遺言により相続人に相続させる割合や財産を自由に指定する事が出来ます。

しかし、だからといって無制限に自由自在に相続分を指定出来る訳では、ありません。

相続人には、『自分が最低限貰う事が出来る額』として『遺留分（民法第 1028 条）』というものが保証されており、たとえ遺言による相続分の指定と云えども、この遺留分を侵害する事は出来ないのです。

📍 [終わり] 📍